

# 水質汚濁防止法施行令等が 平成 24 年 5 月 25 日に改正されました

このたびの改正で、工場又は事業場からの排水等の規制の対象となる有害物質や特定施設が追加されるとともに、事故時の措置の対象となる指定物質等が追加されました。

## 改正の概要

### 1 有害物質の追加

- 水質汚濁防止法に規定する有害物質として、次の3物質が追加されました。
  - トランス-1,2-ジクロロエチレン
  - 塩化ビニルモノマー
  - 1,4-ジオキサン

### 2 特定施設の追加

- 水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設として、1,4-ジオキサンを排出する次の2施設が追加されました。
  - ①界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）
  - ②エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（他の特定施設に該当するものを除く。）

☆ 施行日（平成 24 年 5 月 25 日）において既に設置されている「特定施設」については、平成 24 年 6 月 25 日までに「特定施設使用届出書」を提出する必要があります。

☆ また、平成 24 年 6 月 1 日において既に設置されている「有害物質貯蔵指定施設」については、平成 24 年 6 月 30 日までに「有害物質貯蔵指定施設使用届出書」を提出する必要があります。

☆ 「特定施設」や「有害物質貯蔵指定施設」を新設する場合には、工事着手の 60 日前までに「設置届出書」を提出する必要があります。

・届出先：事業所等の所在地を管轄する地方事務所環境課

（事業所等の所在地が長野市又は松本市の場合は、所在地の市役所）

### 3 排水基準の設定

- 特定事業場から排出される排水に対して、1,4-ジオキサンの排水基準（暫定排水基準を含む）が次のとおり定められました。

		基準値 (mg/L)	既存の特定事業場については、平成 24 年 11 月 24 日まで適用が猶予されます。
一律排水基準		0.5	
暫定排水基準	感光性樹脂製造業(平成 27 年 5 月 24 日まで)	200	
	エチレンオキサイド製造業及び エチレングリコール製造業(平成 27 年 5 月 24 日まで)	10	
	ポリエチレンテレフタレート製造業(平成 26 年 5 月 24 日まで)	2	
	下水道業※(平成 27 年 5 月 24 日まで)	25	

※感光性樹脂製造業に属する事業場から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置している特定事業場であって、算出式により計算した結果が 0.5 を超えるものに限る。

## 4 その他の改正

- 指定物質として次の6物質が追加されました。
  - クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く※）
  - マンガン及びその化合物
  - 鉄及びその化合物
  - 銅及びその化合物
  - 亜鉛及びその化合物
  - フェノール類及びその塩類

※六価クロムについては、既に指定されています。

☆指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（指定施設）を設置する事業場において、対象物質の漏洩等により水質事故が発生し、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに県又は政令市（長野市、松本市）に届け出る義務があります。

- 次の3物質について、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準が定められました。

物質名	浄化基準 (mg/L)
●塩化ビニルモノマー	0.002
●1,4-ジオキサソ	0.05
●1,2-ジクロロエチレン	0.04

【公布】平成 24 年 5 月 23 日

【施行】平成 24 年 5 月 25 日

### ■詳細情報

より詳細な情報については、次のホームページを参照してください。

☆環境省 報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15238>

☆平成 24 年 5 月 23 日付け官報本紙

<http://kanpou.npb.go.jp/20120523/20120523h05805/20120523h058050000f.html>

☆平成 24 年 5 月 23 日付け官報号外

<http://kanpou.npb.go.jp/20120523/20120523g00112/20120523g001120000f.html>

☆環境省 法令・告示・通達

<http://www.env.go.jp/hourei/add/index.html#e>

### ■お問い合わせ先

最寄りの県地方事務所環境課、又は県庁環境部水大気環境課までお問い合わせください。

☎026-235-7162 ✉[mizutaiki@pref.nagano.lg.jp](mailto:mizutaiki@pref.nagano.lg.jp)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/mizutaiki/kashokai.htm>